

快適トイレ実施要領（平成29年6月20日付け技管-268）の一部を次のとおり改正する。

新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">快適トイレ実施要領 (平成29年6月20日技管-268)</p> <p>(目的) 第1条 (略)</p> <p>(定義) 第2条 (略)</p> <p>(対象工事) 第3条 (略)</p> <p>(快適トイレに要する費用) 第4条 (略)</p> <p>(留意事項) 第5条 第2条第1項(1)を満たす快適トイレを男女別で各1台設置することを標準とする。 2 第2条第1項(1)の機能及び(2)の付属品については、必ず備えるものとする。備えていないトイレは、快適トイレとして扱わないものとする。 <u>3 第4条第4項の現場環境改善費(率分)の対象とするときは、積算基準に基づき計5つの実施内容を確認するものとする。</u> <u>4 快適トイレの手配が困難の場合は、監督職員と協議のうえ、対象外工事として設計変更により減額する。</u></p> <p>附 則 この要領は、平成29年6月20日から適用する。 附 則(令和2年3月13日技管-743 一部改正) この要領は、令和2年4月1日から適用する。 附 則(令和2年5月15日技管-102 一部改正) 1 この要領は、令和2年6月1日から適用する。 2 快適トイレに要する費用に係る規定は、従前の費用計上として条件明示し契約した工事であっても、令和2年4月1日以降に入札公告等(指名競争入札にあっては指名通知をいい、随意契約にあっては見積依頼通知をいう。)を行い、令和2年6月1日以降に変更契約を行う工事については、改正後の規定を適用する。 附 則(令和3年9月10日技管-351 一部改正) この要領は、令和3年10月1日から適用する。 <u>附 則(令和5年3月3日技管-1120 一部改正)</u> <u>この要領は、令和5年4月1日から適用する。</u></p>	<p style="text-align: center;">快適トイレ実施要領 (平成29年6月20日技管-268)</p> <p>(目的) 第1条 (略)</p> <p>(定義) 第2条 (略)</p> <p>(対象工事) 第3条 (略)</p> <p>(快適トイレに要する費用) 第4条 (略)</p> <p>(留意事項) 第5条 第2条第1項(1)を満たす快適トイレを男女別で各1台設置することを標準とする。 2 第2条第1項(1)の機能及び(2)の付属品については、必ず備えるものとする。備えていないトイレは、快適トイレとして扱わないものとする。 <u>(追加)</u> <u>(追加)</u></p> <p>附 則 この要領は、平成29年6月20日から適用する。 附 則(令和2年3月13日技管-743 一部改正) この要領は、令和2年4月1日から適用する。 附 則(令和2年5月15日技管-102 一部改正) 1 この要領は、令和2年6月1日から適用する。 2 快適トイレに要する費用に係る規定は、従前の費用計上として条件明示し契約した工事であっても、令和2年4月1日以降に入札公告等(指名競争入札にあっては指名通知をいい、随意契約にあっては見積依頼通知をいう。)を行い、令和2年6月1日以降に変更契約を行う工事については、改正後の規定を適用する。 附 則(令和3年9月10日技管-351 一部改正) この要領は、令和3年10月1日から適用する。 <u>(追加)</u></p>

現場説明書（条件明示）

第2編 現場説明事項

第1章 条件明示

10 その他													
(2)その他条件 (快適トイレ導入対象工事)	ない	・条件なし											
	ある	<ul style="list-style-type: none"> ・その他の条件は、次のとおりとします。 ・快適トイレ設置に要する費用については、次によるものとします。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>設置基数</td> <td>2</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td>設置月数</td> <td>3</td> <td>月</td> </tr> <tr> <td>工事期間中の延べ設置基数</td> <td>6</td> <td>基・月</td> </tr> <tr> <td>1基の1月当たり単価</td> <td>51,000</td> <td>円/基・月</td> </tr> </table> <p>(1)本工事は、快適トイレの導入費用として共通仮設費（営繕費）に下表の想定で当初数量を計上している。</p> <p>(2)受注者は、快適トイレの設置にあたっては、土木工事共通仕様書第1編共通編第1章総則第1節55「快適トイレ実施要領」に基づき、監督職員と協議の上、規格、基数等の詳細について決定することとし、精算変更時において、支出実態のわかる資料により、上限51,000円/基・月を設計変更の対象とする。なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基/工事までとする。ただし、「施工箇所が点在する工事の積算」の適用工事の場合は、個々の施工箇所ごとに男女別で各1台ずつ計2台までとする。また、運搬費は共通仮設費(率)に含むものとし、2基より多く設置する場合や、積算上限額を超える費用については、現場環境改善費(率)の対象とし、別途計上は行わない。</p>	設置基数	2	基	設置月数	3	月	工事期間中の延べ設置基数	6	基・月	1基の1月当たり単価	51,000
設置基数	2	基											
設置月数	3	月											
工事期間中の延べ設置基数	6	基・月											
1基の1月当たり単価	51,000	円/基・月											

現場説明書（条件明示）

第2編 現場説明事項

第1章 条件明示

10 その他														
(2)その他条件 (快適トイレ導入対象工事)	ない	・条件なし												
	ある (当初未計上)	<ul style="list-style-type: none"> ・その他の条件は、次のとおりとします。 ・快適トイレ設置に要する費用については、次によるものとします。 <p>(1)設置に要する費用は、当初は計上していない。</p> <p>(2)受注者は、快適トイレの設置にあたっては、土木工事共通仕様書第1編共通編第1章総則第1節55「快適トイレ実施要領」に基づき、監督職員と協議の上、規格、基数等の詳細について決定することとし、精算変更時において、支出実態のわかる資料により、上限51,000円/基・月を設計変更の対象とする。なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基/工事までとする。ただし、「施工箇所が点在する工事の積算」の適用工事の場合は、個々の施工箇所ごとに男女別で各1台ずつ計2台までとする。また、運搬費は共通仮設費(率)に含むものとし、2基より多く設置する場合や、積算上限額を超える費用については、現場環境改善費(率)の対象とし、別途計上は行わない。</p>												
	●ある (当初計上)	<ul style="list-style-type: none"> ・その他の条件は、次のとおりとします。 ・快適トイレ設置に要する費用については、次によるものとします。 <p>(1)本工事は、快適トイレの導入費用として共通仮設費（営繕費）に下表の想定で当初数量を計上している。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>設置基数</td> <td>2</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td>設置月数</td> <td>3</td> <td>月</td> </tr> <tr> <td>工事期間中の延べ設置基数</td> <td>6</td> <td>基・月</td> </tr> <tr> <td>1基の1月当たり単価</td> <td>51,000</td> <td>円/基・月</td> </tr> </table> <p>(2)受注者は、快適トイレの設置にあたっては、土木工事共通仕様書第1編共通編第1章総則第1節55「快適トイレ実施要領」に基づき、監督職員と協議の上、規格、基数等の詳細について決定することとし、精算変更時において、支出実態のわかる資料により、上限51,000円/基・月を設計変更の対象とする。なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基/工事までとする。ただし、「施工箇所が点在する工事の積算」の適用工事の場合は、個々の施工箇所ごとに男女別で各1台ずつ計2台までとする。また、運搬費は共通仮設費(率)に含むものとし、2基より多く設置する場合や、積算上限額を超える費用については、現場環境改善費(率)の対象とし、別途計上は行わない。</p>	設置基数	2	基	設置月数	3	月	工事期間中の延べ設置基数	6	基・月	1基の1月当たり単価	51,000	円/基・月
	設置基数	2	基											
設置月数	3	月												
工事期間中の延べ設置基数	6	基・月												
1基の1月当たり単価	51,000	円/基・月												